

健生移発 1212 第 7 号  
令和 5 年 12 月 12 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課  
移植医療対策推進室長  
( 公 印 省 略 )

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）  
の細則について」の廃止について

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正については、本日、健生発 1212 第 19 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知にて通知されたところですが、今般、それに伴い、平成 22 年 6 月 25 日付け健臓発 0625 号第 1 号厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知を令和 6 年 1 月 1 日付けで廃止することとしましたので、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。